

いじめ防止基本方針と対策

札幌山の手高等学校

1 目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、学校が総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 基本理念

いじめは、人間として決して許されないことであるが、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものであるという認識のもと、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるため、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策を総合的かつ効果的に推進することが重要である。

札幌山の手高等学校では、いじめ問題に対して学校全体の問題であると捉え、いじめ防止に向け指導体制を強化し、「いじめは絶対許さない」という学校方針のもと未然防止・早期発見に取り組み認知した場合は、適切に解決する。また、次の旨を実行する。

- (1) いじめが本校の全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。
- (4) いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ちつつ、緊張感を持ち迅速に対応すること。

3 責務と役割

(1) 本校の責務

基本理念にのっとり、本校におけるいじめの防止等のため、必要な措置を講ずる。

(2) 本校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、

- ・ 本校の生徒の保護者、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・ いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

(3) 保護者の責務

- ・ 本校の保護者は、生徒の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識等を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努める。
- ・ その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ・ 本学及び在籍する本校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

4 いじめ防止基本方針の策定

- (1) 本校は、本学の基本理念及び国・道の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
- (2) 本校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく公表するものとする。
- (3) 本校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価し、必要に応じて見直すものとする。

5 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インター

ネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第二条 引用)

(2) いじめに対する基本的考え方

- 1 「いじめは許されないもの」
- 2 「いじめる側が悪い」
- 3 「いじめをはやし立てたり、傍観したりしているものもいじめと同様に許さない」
- 4 「いじめはどの生徒にもおこりうるもの」
- 5 「いじめは学校全体の問題と認識する」

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲にいる生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる (東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲 (相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯 (遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性 (強い者に追随する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復 (相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満 (いらいらを晴らしたい)

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

6 本校におけるいじめ防止基本方針

1 生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、教育活動を通じた規範意識及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。

2 いじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。

3 教職員に対していじめ防止の重要性の理解を深めるため研修を行う。

* いじめの早期発見のための措置

いじめは、教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びや悪ふざけの延長で行われたりするなど、学校がいじめを認知することが難しくなっている。そのため、早い段階からの確に関わりを持ち、生徒が示す危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち教職員は生徒の些細な兆候を見逃さないようにする。

- 1 教育相談の実施。
- 2 定期的にいじめのアンケート実施。
- 3 いじめ目安箱の設置。
- 4 保護者との連携を強化する。

* いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任だけで抱え込まず、速やかに組織で対応し第一に被害生徒を守ることを優先し、加害生徒に対しては生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携で取り組む。

7 組織の設置

校内に「いじめ防止対策委員会」（構成委員：校長・教頭・生徒指導部長・学年主任・担任・生徒指導部教員・養護教諭・各学年から2名）を置き、生徒指導部と歩調を合わせ未然防止、早期発見、解決等にあたる。必要に応じて行政等の関係機関の協力いただくこととする。

8 本校におけるいじめ防止策

未然防止、早期発見、解決のための具体的な取り組み

ア 未然防止

- (1) 学業指導・特別活動・道徳教育の充実
 - ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
 - ・モラル教育の充実
- (2) 教育相談体制の充実
 - ・担任等による面談
 - ・教育相談員との面談
- (3) 校内体制の確立
 - ・「いじめ防止対策委員会」を設置し、緊急時に対応する。
- (4) 生徒が主体となる運動の実施
 - ・いじめ撲滅のための生徒会等の啓発活動
- (5) 通信等による啓発
 - ・望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
- (6) 日常の教育活動（授業・特別活動・部活動等）を通じた豊かな心の育成
- (7) 保護者・地域との連携による迅速な状況把握

イ 早期発見・解決

- (1) 校内研修による教職員の意識向上
 - ・警察やいじめの専門家を呼んでの研修
- (2) 家庭との連携
 - ・元気がない・欠席が多い生徒に対して保護者に連絡し状況把握
- (3) アンケートの実施
 - ・いじめに対するアンケート年2回実施
- (4) 生徒に対する個人面談
 - ・心配な生徒に対して個人面談
- (5) 校内巡視
 - ・きめ細かな生徒観察
- (6) いじめ目安箱の設置
 - ・いじめ目安箱を設置して、いつでも相談できる体制を構築

9 被害生徒・加害生徒・傍観生徒への対応

ア 生徒に対しての迅速な事実確認（状況の把握、保護者・管理職への報告）

イ 生徒への支援・指導

(1) 被害生徒に対して、いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・ 苦痛の共感的な理解と対応
- ・ 安心できる環境の確保
- ・ 長期的な相談支援

(2) 加害生徒に対して、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ 相手の苦痛を理解させる指導
- ・ 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・ 人間関係の修復を適切に実行させる指導
- ・ 労作教育を行い、命の大切さを実感させる指導
- ※必要に応じて、出席停止処分、懲戒による指導

(3) 傍観者に対して、当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒等にも自分の問題としてとらえさせ、いじめを抑止する仲裁者になることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやし立てたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させるよう指導する。

- ・ いじめられている生徒の苦痛を理解させる指導
- ・ いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・ いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導。

10 保護者への対応

ア いじめを受けた生徒の保護者に対して 事実を迅速に伝え、いじめに対して複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。保護者の心情や要望を十分に聞き、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

- ・事実を迅速に伝える
- ・共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

イ いじめを行った生徒の保護者に対して 事実を迅速に伝え、いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

1 1 関係機関との連携

ア 学事課との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ札幌西警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

1 2 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

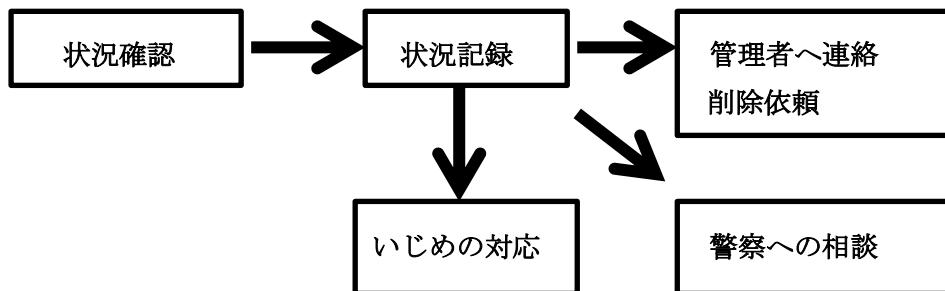
ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



1 3 いじめの重大事態とは

(1) 生徒の生命の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

- 具体的には 「生徒が自殺を企図した場合」 「精神性の疾患を発症した場合」
「身体に重大な障害を負った場合」「高額の商品を奪い取られた場合」

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。